

個人情報の取り扱いに関する重要事項

お客様の情報の取り扱いについて下記の事項をご確認のうえお申し込みください。なお、個人情報の取り扱いに関する内容の全文は、カード送付時に会員規約（第2章）としてあらためてお届けします。

1. 個人情報の収集、保有、利用、預託

株式会社千葉銀行（以下「当行」という。）または株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）は会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）の個人情報を必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱います。

- (1) 当行またはJCBもしくは当行およびJCB（以下「両社」という。）との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、下記①～⑦の個人情報を収集、利用します。
 - ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、取引を行う目的(カードご利用目的)、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。
 - ②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。
 - ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。
 - ④会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当行またはJCBが収集したクレジット利用・支払履歴。
 - ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。
 - ⑥当行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。
 - ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
- (2) 以下の目的のために、上記(1)①～④の個人情報を利用します。ただし、会員が下記③のうち、市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または④の営業案内について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。
 - ①カードの機能、付帯サービス等の提供。
 - ②当行またはJCBもしくは両社のクレジットカード事業その他の当行またはJCBもしくは両社の事業（当行またはJCBの定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。）。
 - ③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
 - ④両社事業における宣伝物の送付等、当行、JCBまたは加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。
- (3) 本契約に基づく当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託します。
- (4) 両社およびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、上記(1)①～④の個人情報を共同利用します。（当該提携会社は、次のホームページにてご確認いただけます。<http://www.jcb.co.jp/r/riyou/>）
- (5) 以下の当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）は、共同利用会社のサービス提供等のため、上記(1)①②③の個人情報を共同利用します。
 - ・株式会社JCBトラベル：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス等の提供の為
 - ・株式会社ジェーシービー・サービス：保険サービス等の提供の為
- (6) 上記(4)(5)の共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
- (7) 本申し込みにおいて保証会社に保証を委託する場合は、上記(1)①②③④の個人情報を、保証会社においては(1)に定める目的の達成に必要な範囲で、当行およびJCBにおいては(2)に定める目的の達成に必要な範囲で、当行およびJCBと保証会社が相互に提供し、利用します。

<保証会社の利用目的>

 - ①本申込みの受付、保証の審査および保証の決定
 - ②会員等の委託に係る保証取引（以下「本件保証取引」という。）に関する与信判断および与信後の管理
 - ③加盟する個人信用情報機関への提供および適正かつ適法と認められる範囲での第三者の提供
 - ④本件保証取引上の権利行使および義務の履行
 - ⑤法令等によって認められる権利行使および義務の履行
 - ⑥本件保証取引上必要な会員等への連絡および郵便物等の送付

<当行およびJCBの利用目的>

①当行またはJCBもしくは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理

②上記(2)①②③の目的

2. 個人情報情報機関の利用および登録

- (1) 本会員および本会員として申し込まれた方(以下併せて「本会員等」という。)の支払能力の調査のために、両社はそれぞれ加盟する個人情報情報機関(以下「加盟個人情報情報機関」という。)および当該機関と提携する個人情報情報機関(以下「提携個人情報情報機関」という。)に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合にはこれを利用します。なお、登録されている個人情報には、加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関が独自に収集し登録した情報が含まれます。
- (2) 加盟個人情報情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が、末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人情報情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断(本会員等の支払能力の調査または転居先の調査。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力調査の目的に限る。)のために利用されます。
- (3) 加盟個人情報情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報情報機関および当該機関の加盟会員は個人情報を相互に提供し、利用します。

3. 個人情報の開示、訂正、削除

会員等は、当行、JCB、JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人情報情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は、速やかに訂正または削除に応じます。

4. 個人情報の取り扱いに関する不同意

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、また本事項に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合(ただし、上記1.(2)③または同④への中止の申し出を除く。)は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。

5. 契約不成立時および退会後の個人情報の利用

- (1) 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、上記1.(ただし、上記1.(2)③および同④を除く。)および2.の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- (2) 退会の申し出または会員資格の喪失後も上記1.(ただし、上記1.(2)③および同④を除く。)および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

6. 個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ窓口

株式会社千葉銀行 個人情報苦情・相談窓口

〒260-8720 千葉市中央区千葉港1-2

TEL 0120-31-7889

株式会社ジェーシービー お客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア

TEL 0120-668-500

<加盟個人情報情報機関>

●株式会社シー・アイ・シー(CIC)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 15階

電話番号 0120-810-414

<http://www.cic.co.jp/>

※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法第35条の3の36に基づく指定信用情報機関です。

●全国銀行個人情報センター(KSC)

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号 03-3214-5020

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

※KSCは、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人情報情報機関です。

●株式会社日本信用情報機構(JICC)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

電話番号 0120-441-481

<http://www.jicc.co.jp/>

【登録情報および登録期間】

	C I C	K S C	J I C C
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間		
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6ヵ月を超えない期間
③入会承認日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等とその返済状況、支払停止の抗弁申立有無	契約期間中および取引終了日から5年以内	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中および完済日から5年を超えない期間
④官報において公開されている情報	—	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年を超えない期間

※上記のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

※上記の他、K S Cについては、不渡情報（第一回目不渡発生日から6ヵ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間）が登録されます。

※上記の他、J I C Cについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報は当該事実の発生日から1年を超えない期間が登録されます。

●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	登録情報
C I C	K S C、J I C C	*
J I C C	K S C、C I C	*
K S C	C I C、J I C C	*

*提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。

*本契約について支払停止の抗弁の申立が行われていることが、加盟する指定信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報が当該指定信用情報機関および提携する他の指定信用情報機関の加盟会員に提供されます。

※各加盟個人信用情報機関、提携個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関開設のホームページをご覧ください。